

新しい住居表示のおしらせ

「第25次住居表示整備事業」

令和2年10月19日から

住所の表し方が変わります



 会津待
若松つつん

© Aizuwakamatsu City

会津若松市

— も く じ —

| | |
|---|---------|
| 1. はじめに | P 1 |
| 2. 住居表示とは | P 1 |
| 【参考図解】住居表示が実施されると何が変更になるか | P 2 |
| 3. 住居表示が実施されると | P 3 |
| ■土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の例 | P 4 |
| ■建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の例 | P 4 |
| 4. 新しい住所は、このような方法で決まります | P 5 |
| (1)街区符号（○番） | |
| (2)住居番号（○号） | |
| 5. 住居表示変更通知書 | P 6 |
| 6. 本籍更正通知書 | P 7 |
| 7. 住居表示変更証明書 | P 8 |
| 8. 住居表示実施に伴う住所の変更について | |
| ○自動的に書き換えられる主なもの | |
| ○市役所で自動的に書き換えられる主なもの | P 9～10 |
| ○「法務局」「年金事務所」「NTT」「若松ガス」で自動的に書き換えられるもの、 郵便局への「転居届」は不要です。 | P 11 |
| ●ご自分で住所変更手続きをしていただく主なもの | |
| ●令和2年10月19日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの | |
| 「会津若松市役所」「会津図書館」「年金」 | P 12～13 |
| 「電気」、「自動車運転免許証」 | P 14 |
| 「自動車・軽自動車・二輪車の車検証・軽二輪の届出済証」、 「パスポート」、「その他」 | P 15 |

●令和2年11月16日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただくもの

【不動産（土地・建物）】

| | |
|----------------------------------|---------------|
| ー不動産所有者の住所変更登記申請書記載方法ー | P 16~17 |
| 登記申請書記入例 | P 18 |
| 委任状の記入例 | P 19 |
| 9. 町名表示板・住居番号表示板、街区表示板の取付け | P 20 |
| 10. 新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります | P 21 |
| 11. よくあるお問い合わせ 【住居表示実施時】 | |
| (1) 所有不動産の、所有者住所変更手続き | P 21~22 |
| (2) 自動車検査証（車検証）の、所有者住所変更手続き | P 22 |
| (3) 自動車運転免許証の住所変更手続き | P 22 |
| (4) マイナンバーカード・通知カードの、住所変更手続き | P 23 |
| (5) 住所と土地番号 | P 23 |
| (6) その他 | P 23 |

1. はじめに

皆さんがお住まいの国道401号以北の門田町大字飯寺地区は、令和2年10月19日（月）に住居表示が実施されます。これに伴い、「字村西」区域は、「飯寺北一丁目の区域が拡大」され、「飯寺北三丁目（にいでらきたさんちょうめ）」が新設されます。また、「字村東」区域は、「飯寺北二丁目（にいでらきたにちょうめ）」が新設され、それぞれ町名が変わります。

そこで、「住所などはどのような表し方になるのか。」「住所が変わることによりどのような手続きが必要になるのか。」など皆さんが疑問に思われることをまとめました。

住居表示は、皆さんの住所をより分かりやすいものにするための制度です。この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

2. 住居表示とは

これまでの住所は、「門田町大字飯寺字村西1234番地の1」のように土地の地番を用いて表してきました。しかし、地番はもともと居住の状況ではなく「土地の所有者は誰なのか」を表すための番号です。そのため、土地の分筆・合筆により、枝番（1234番地の1）が多く発生したり欠番が生じるため、地番の並びに規則性が乏しくなり、地番を住所として使うと場所が分かりにくくなってきます。さらに、宅地化の進展により、字の区域の人口が過大になってきています。

こうした不便を解消して分かりやすい住所を設定するために、昭和37年に法律によって定められたのが住居表示制度です。

まず、住居表示では、町の中を道路や河川で囲まれた「街区」に分け、「街区符号(○番)」を決めます。次に、街区ごとの周囲に原則として10m間隔で時計回りに基礎番号を付け、建物の主な出入り口がどの基礎番号にあたるかにより「住居番号(○号)」を決めます。（⇒5ページ参照）

新しい住所の表示は、「会津若松市 飯寺北▲丁目 2番 11号」のように表されます。

新町名 街区符号 住居番号






この例では「飯寺北▲丁目」が新町名、「2番」が街区符号、「11号」が住居番号になります。街区符号や住居番号の付け方に決まりがあるので、住所として見つけやすく、分かりやすいものとなります。

【参考図解】住居表示が実施されると何が変更になるか

■住居表示と地番等の関係






①住居表示実施前

《地名》福島県会津若松市門田町大字飯寺字村△

| | | | | |
|-----------|---|---|---|---|
| ・住所の表記 | 1234番地の1 | — | 1234番地の10 | 1234番地の3 |
| ・本籍の表記 | 1234番地1 | — | 1234番地10 | 1234番地3 |
| ・家屋番号 | 1234番1 | — | 1234番10 | 1234番3 |
| ・土地の現状 |  |   |  |  |
| ・地番（土地番号） | 1234番1 | 1234番2 | 1234番10 | 1234番3 |

②住居表示実施後

《地名》福島県会津若松市飯寺北▲丁目

| | | | | |
|-----------|---|---|---|---|
| ・住所の表記 | 2番11号 | — | 2番15号 | 2番16号 |
| ・本籍の表記 | 1234番地1 | — | 1234番地10 | 1234番地3 |
| ・家屋番号 | 1234番1 | — | 1234番10 | 1234番3 |
| ・土地の現状 |  |   |  |  |
| ・地番（土地番号） | 1234番1 | 1234番2 | 1234番10 | 1234番3 |



【最左端の住宅の例示】

《住居表示実施前》

《住居表示実施後》

住所：門田町大字飯寺字村△1234番地の1 ⇒ **飯寺北▲丁目2番11号**

本籍：門田町大字飯寺字村△1234番地1 ⇒ **飯寺北▲丁目**1234番地1

家屋：門田町大字飯寺字村△1234番1 ⇒ **飯寺北▲丁目**1234番1

地番：門田町大字飯寺字村△1234番1 ⇒ **飯寺北▲丁目**1234番1

住居表示実施前は、「地番＝住所」のため「門田町大字飯寺字村△1234番地の1」。住居表示実施後、地名は「飯寺北▲丁目」に、また住所は「2番11号」に変更されるが、登記上の地番に変更はなく「飯寺北▲丁目1234番1」となる。

3. 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、郵便番号、不動産の表示が次のように変わります。

(1) 住所は、新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市 飯寺北〇丁目 〇番 〇号
新町名 街区符号 住居番号

(2) 郵便番号は以下のとおりとなります。

| 町名 | 郵便番号 |
|-----|----------|
| 飯寺北 | 965-0848 |

※ 飯寺北一丁目、同二丁目、同三丁目ともに、同じ郵便番号となります。
※ 新しい郵便番号は、令和2年10月19日以降にご利用ください。

(3) 実施区域内に本籍を置く方の「本籍」は、町名が変わりますが番地は変わりません。

この手続きは職権変更されますので、届け出る必要はありません。

福島県会津若松市 飯寺北〇丁目 〇〇番地〇
新町名 ※枝番がない番地は「〇〇〇番地」となります。

例) 「会津若松市門田町大字飯寺字村東10番」の土地に本籍を置いている場合

- ・ 現在の本籍 : 福島県会津若松市 門田町大字飯寺字村東 10 番地
- ・ 実施後の本籍 : 福島県会津若松市 飯寺北 二丁目 10 番地

(4) 不動産登記簿における不動産の表示(表題部)では、町名が変わりますが、

地番と家屋番号は変わりません。

この手続きは法務局職権で変更されますので、届け出る必要はありません。

会津若松市 飯寺北〇丁目 〇〇〇番〇
新町名 ※枝番がない地番は、「〇〇〇番」となります。

例) 「会津若松市門田町大字飯寺字村東10番」の土地と建物を所有している場合

- ・ 現在の不動産表題部 : 会津若松市 門田町大字飯寺字村東 10 番。 家屋番号:10番
- ・ 実施後の " : 会津若松市 飯寺北 二丁目 10 番。 家屋番号:10番

■土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の例

福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東10番 全部事項証明書（土地）

| | | | | | |
|--------------------|-----------------|------------------------|----------------|--|---------------|
| 表題部 （土地の表示） | | 調整 | 余白 | 不動産番号 | 0000000000000 |
| 地図番号 | 余白 | 筆界特定 | 余白 | | |
| 所在 | 会津若松市門田町大字飯寺字村東 | | | 余白 | |
| ①地番 | ②地目 | ③地積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 10番 | 宅地 | 210 | 19 | 余白 | |
| 権利部（甲区） | | （所有権に関する事項） | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 | | |
| 1 | 所有権保存 | 平成10年10月10日 第12345号 | 原因 所有者 | 平成10年10月10日売買 会津若松市門田町大字飯寺字村東10番地 会津太郎 | |
| 権利部（乙区） | | （所有権以外の権利に関する事項） | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 | | |
| (省略) | | | | | |

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和2年7月1日
福島地方法務局若松支局 登記官 鶴賀 城

福島地方
法務局若
松支局登
記官之印

「表題部」
法務局が変更

「権利部」
所有権登記名義人の住所は
各個人で変更手続きが必要

■建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の例

福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東10番 全部事項証明書（建物）

| | | | | | |
|--------------------|---------------------|------------------------|----------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 表題部 （土地の表示） | | 調整 | 余白 | 不動産番号 | 1234567890123 |
| 所在図番号 | 余白 | | | | |
| 所在 | 会津若松市門田町大字飯寺字村東10番地 | | | 余白 | |
| 家屋番号 | 10番 | 余白 | | | |
| ①種類 | ②構造 | ③床面積 | m ² | 原因及びその日付〔登記の日付〕 | |
| 居宅 | 木造亜鉛メッキ鋼板 葺2階建 | 1階 2階 | 60 45 | 80 60 | 平成11年11月11日新築 〔平成11年11月22日〕 |
| 所有者 | 会津若松市門田町大字飯寺字村東10番地 | | | 会津太郎 | |
| 権利部（甲区） | | （所有権に関する事項） | | | |
| 順位番号 | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号 | 権利者その他の事項 | | |
| 1 | 所有権保存 | 平成11年12月10日 第23456号 | 所有者 | 会津若松市門田町大字飯寺字村東10番地 会津太郎 | |
| 権利部（乙区） | | （所有権以外の権利に関する事項） | | | |
| (省略) | | | | | |

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和2年7月1日
福島地方法務局若松支局 登記官 鶴賀 城

福島地方
法務局若
松支局登
記官之印

「表題部」
法務局が変更

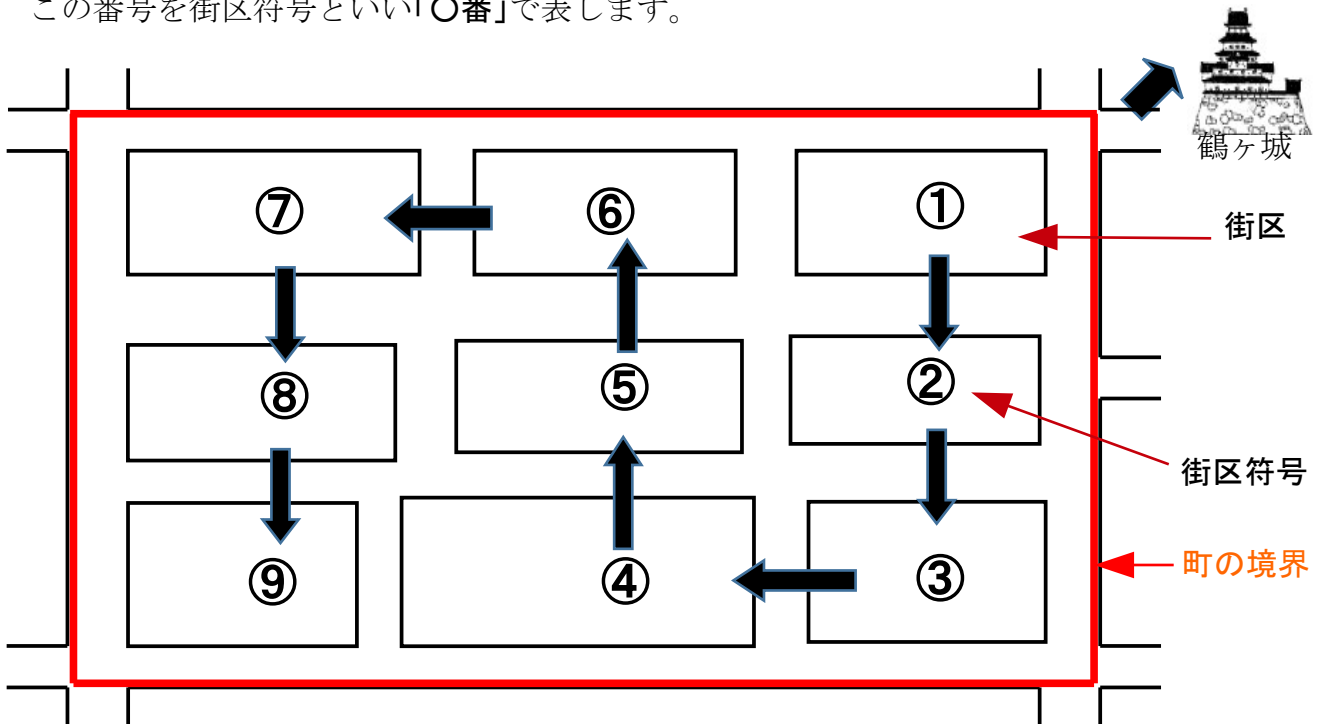
「権利部」
所有権登記名義人の住所は
各個人で変更手続きが必要

4. 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「街区符号」と「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

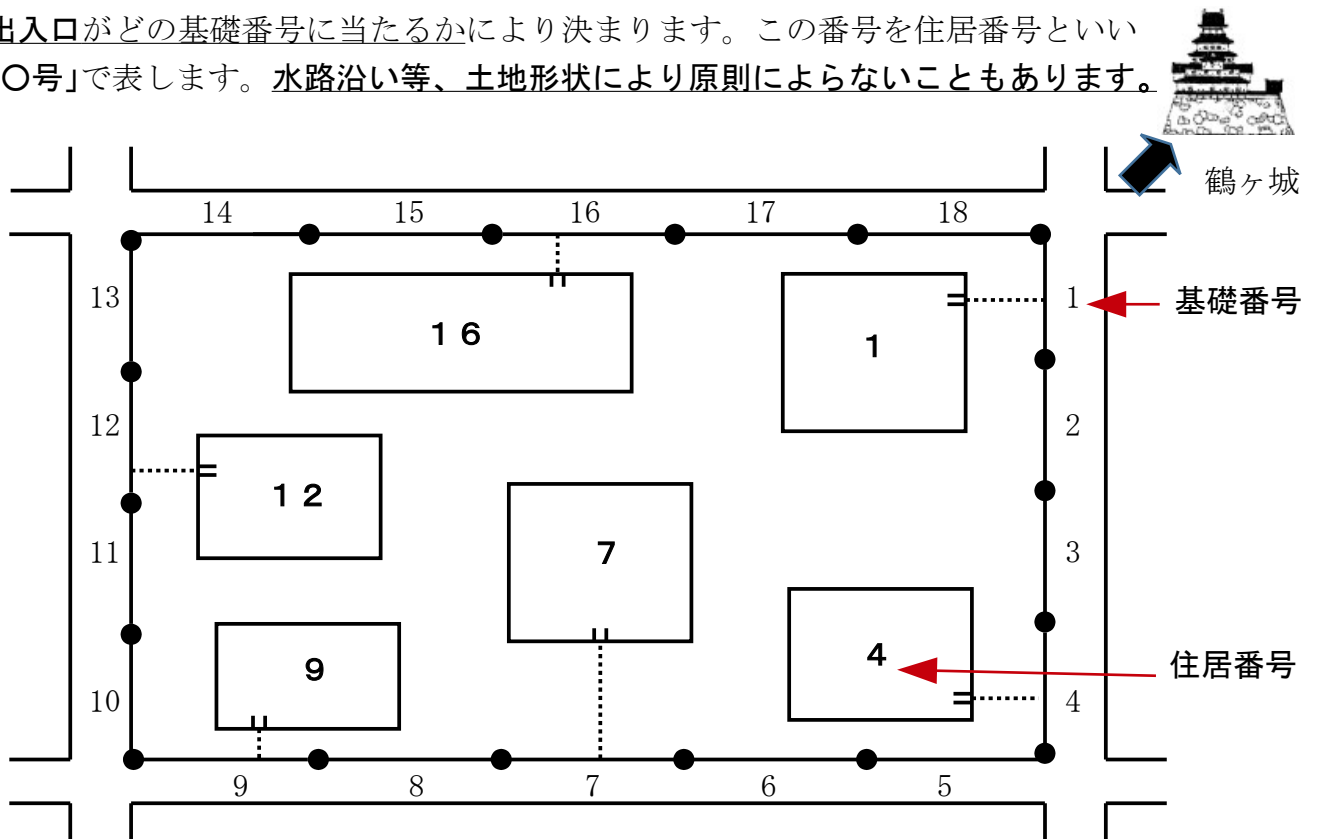
(1) 街区符号（○番）

新しい町界を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、順番に番号を付けます。この番号を街区符号といい「○番」で表します。



(2) 住居番号（○号）

街区ごとに周囲に原則 10 m 間隔で順番に基礎番号を付けます。住居番号は、建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかにより決まります。この番号を住居番号といい「○号」で表します。水路沿い等、土地形状により原則によらないこともあります。



5. 住居表示変更通知書

「住居表示変更通知書」は、あなたの新しい住所をお知らせするものです。この通知書は、住居表示実施日（令和2年10月19日）までに、個人宛てに郵送でお届けします。

なお、住居表示変更に伴う諸手続きの際の証明書としても使用できますので、大切に保管してください。

〒965-0846
会津若松市門田町大字飯寺
字〇〇 △△番地の△

様

通 知 書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

| | | |
|-------------------|-----|--------------------------------|
| 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 住所 居所 施設の場所 | の表示 | 実施前 会津若松市 門田町大字飯寺字〇〇 △△番地の△ |
| | | 実施後 会津若松市 飯寺北〇丁目 〇番 〇号 |
| 住居表示の実施期日 | | 令和2年10月19日 |

令和2年10月〇〇日

会津若松市長

市会福
長津島
之若県
印松

※この通知書は、住居表示実施日の令和2年10月19日からお使いください。

6. 本籍更正通知書

今回の住居表示実施区域内に本籍がある方は、本籍も職権変更されます。

「本籍更正通知書」は、あなたの本籍が変更されたことをお知らせするもので、住居表示実施日以降、戸籍筆頭者宛てに郵送でお届けします。

令和2年10月〇〇日

〒965-0848
会津若松市飯寺北〇丁目〇番〇号

様

福島県会津若松市長

市会福
長津島
之若県
印松

本籍更正通知書

地方自治法第260条第1項の規定に基づく住居表示の変更により、あなたの本籍を下記のとおり更正しましたので通知します。

| 筆 頭 者 | | |
|-------------------|-------|---------------------------|
| 本 籍 の 表 示 | 実 施 前 | 福島県会津若松市 門田町大字飯寺字〇〇 △△番地△ |
| | 実 施 後 | 福島県会津若松市 飯寺北〇丁目 △△番地△ |
| 住 居 表 示 の 実 施 期 日 | | 令和2年10月19日 |

○本籍を変更した人の氏名

(順不同)

※ 分筆・合筆等により本籍を置く土地の地番がなくなっている場合は、職権変更できないことがあります。該当する方には、別途、お知らせします。転籍届により本籍を変更することができますが、変更しなくても、特段の不都合はありません。

7. 住居表示変更証明書

「住居表示変更証明書」は、不動産登記簿や自動車検査証などの住所変更手続きにおいて、あなたの住所が住居表示により変更になったことを証明するものです。

この証明書は、市民課総務グループ、北会津支所・河東支所、各市民センターにおいて、**実施日（令和2年10月19日）以降**に、必要な枚数を**無料**で発行します。

申請するときは、本人確認できる書類（運転免許証・保険証など）をお持ちください。

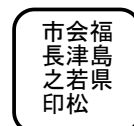
証 明 書

| | | |
|--|------------|--------------------------------|
| 氏名、名称又は施設の名称 | | |
| 住所 居所 施設の場所 | の表示 | 実施前 会津若松市 門田町大字飯寺字〇〇 △△番地の△ |
| | | 実施後 会津若松市 飯寺北〇丁目〇番〇号 |
| 住居表示の実施期日 | 令和2年10月19日 | |
| 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 申 請 者 | | |
| 福島県会津若松市長 | | |

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福島県会津若松市長



8. 住居表示実施に伴う住所の変更について

住居表示の実施に伴い、市役所や他の公共機関等において職権で書き換えるものと、皆さんにご自分で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、参考までに主なものを記載しましたので、ご覧ください。

○ 市役所で自動的に書き換えられる主なもの（住所変更手続きは不要です）

| 項 目 | 変 更 欄 | 内 容 |
|--|-------|--|
| ○住民票 ○戸籍の附票 ○印鑑登録原票 | 住所欄 | 市民課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○戸籍簿 | 本籍欄 | 市民課で、新町名に書き換え通知します。 |
| ○後期高齢者医療被保険者証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証 ○国民健康保険高齢受給者証 ○国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 | 住所欄 | 国保年金課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。 |
| ○介護保険被保険者証 ○介護保険負担割合証 ○介護保険負担限度額認定証 | 住所欄 | 高齢福祉課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。 |
| ○子ども医療費受給資格証 ○ひとり親家庭医療費受給資格証 | 住所欄 | 子ども家庭課で、新しい住所に書き換えた資格証を郵送します。 |
| ○通所給付費受給者証 ○障がい福祉サービス受給者証 ○タイムケア事業受給者証 | 住所欄 | 子ども家庭課で、更新時に、新しい住所に書き換えた受給者証を郵送します。 |
| ○支給認定証 ※教育・保育施設の利用に関するものです。 | 住所欄 | 子ども保育課で、新しい支給認定証を交付します。 |
| ○子どもクラブ利用申請書 | 住所欄 | 子ども保育課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○認可保育所、認定子ども園、地域型保育施設、幼稚園への連絡 | | 子ども保育課より各施設に住居表示の変更を連絡します。 ※子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（富岡幼稚園）・認可外保育施設については、ご自分でご連絡をお願いします。 |

| 項 目 | 変 更 欄 | 内 容 |
|--|--|----------------------------|
| ○固定資産税課税台帳・補充課税台帳 | 所在欄 | 税務課で、新しい所在に書き換えます。 |
| ○法人市民税課税台帳 | 本店所在地欄 | 税務課で、新しい所在地に書き換えます。 |
| ○原動機付自転車(125cc以下)および 小型特殊自動車(農耕用、その他) の所有者台帳 | 住所欄 所在地欄 | 税務課で、新しい住所(法人は所在地)に書き換えます。 |
| ○納税通知書 | 住所欄 | 税務課で、新しい住所(法人は所在地)に書き換えます。 |
| ○給水装置台帳 | 設置場所欄 | 上水道施設課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○下水道台帳 | 住所欄 | 下水道施設課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○下水道事業受益者負担金 | 受益所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先 | 下水道施設課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○水道料金 | 水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先 | 上下水道局総務課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○下水道使用料等 | 水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先 | 上下水道局総務課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○清掃手数料 (し尿くみ取り) | 住所及びくみ取り 所在地 | 廃棄物対策課で、新しい住所に書き換えます。 |
| ○市営墓地使用者台帳 | 本籍・住所欄 | 都市計画課で、新しい本籍・住所に書き換えます。 |
| ○畜犬登録原簿 | 住所欄 (飼い主・犬) | 健康増進課で新しい住所に書き換えます。 |
| ○学区 ○市立学校への連絡 | 学区の変更はありません。 教育委員会より市立の学校へ住居表示の変更を連絡します。 ※市立以外の小学校・中学校・高等学校へは連絡されませんので、ご自分でご連絡をお願いします。 | |

○ 法務局で自動的に書き換えられるもの

| 項 目 | 変 更 欄 | 内 容 |
|------------------|---------|---|
| ○土地登記簿 ○建物登記簿 | 表題部の所在欄 | 福島地方法務局若松支局で、変更後の町名に書き換えます。 ただし、甲区の所有者・乙区の債権者・抵当権者等の住所は自動的にには変わりませんので、住所変更手続きが必要になります。 |

例) 登記簿表題部「門田町大字飯寺字村東10番」は、「飯寺北二丁目10番」に書き換えられます。

○ 年金事務所で自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

| 項 目 | 変 更 欄 | 内 容 |
|--|-------|---------------------|
| ○国民年金を受給されている方、及び国民年金第1号（ご自身で保険料をお支払いしている方）で加入 | 住所欄 | 年金事務所で新しい住所に書き換えます。 |
| ○厚生年金を受給されている方、厚生年金に加入、及び国民年金第3号で加入 | | |

○ NTTで自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

| 項 目 | 内 容 |
|------------|-------------------|
| ○電話の設置場所住所 | NTTで新しい住所に書き換えます。 |

※NTT以外とご契約の方は、恐れ入りますが、ご契約の事業所にお知らせください。

○ 若松ガスで自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

| 項 目 | 内 容 |
|---------------|--------------------|
| ○若松ガス利用者の登録名簿 | 若松ガスで新しい住所に書き換えます。 |

※若松ガス株式会社以外とご契約の方は、恐れ入りますが、ご契約の事業所にお知らせください。

○ 郵便局への「転居届」は不要です。

旧住所宛の郵便物は、日本郵便株式会社において、新しい住所に配達することになりますので、住所変更の際に必要な「転居届」の届出は不要です。なお、住居表示実施後に旧住所で届く郵便物の取り扱いについては、「1～2年は配達可能」であることを確認しております。

●令和2年10月19日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの

【会津若松市役所】

| 事項 (こういうことは) | 必要書類等 (何を持って) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|--|--|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| <p>○個人番号カード (ICチップ内蔵)</p>  | <p>○個人番号カード (マイナンバーカード) ○申請者の本人確認書類 (本人以外の同一世帯員が申請する場合) ○申請者の印鑑</p> <p>※暗証番号の入力が必須です。 忘れた場合は、暗証番号の変更が必要です(本人のみ申請できます)。</p> | | | |
| <p>○住民基本台帳カード (顔写真付のものに限る)</p>  | <p>○住民基本台帳カード ○窓口で申請する方の印鑑 ○窓口で申請する方の、本人確認ができる書類</p> <p>※暗証番号の入力が必須です。 忘れた場合は、暗証番号の変更が必要です(本人のみ申請できます)。</p> | <p>市民課 TEL (0242) 39-1229</p> | <p>実施日以降、すみやかに手続きをお願いいたします。</p> | <p>○本人 ○同一世帯の方</p> |
| <p>○在留カード、または、特別永住者証明書 (外国人登録証明書)</p> <p>※外国人住民のみ</p> | <p>○住居表示変更通知書 ○在留カード、または、特別永住者証明書 (外国人登録証明書)</p> <p>※本人以外の方の場合、本人確認ができる書類</p> | | | |

※ 「個人番号通知カード」(紙・右イラスト)は、法改正により令和2年5月25日付けで発行終了し、併せて住所変更等の手続きもできなくなりました。

現在の記載内容が正しいものについては、個人番号の証明書類として継続して利用することができますが、記載内容に変更があった場合(今回のような住所変更など)は、継続利用ができなくなります。

個人番号の証明書類を必要とされる方は、個人番号カード(上記・初回交付無料)か、個人番号記載の住民票の写し(有料)を取得していただくこととなりますので、この機会に個人番号カードの申請をご検討ください。



| 事 項 (こういうことは) | 必要書類等 (何を持って) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|--|--|-----------------------------------|--------------------------|--------------------|
| ○身体障害者手帳 ○精神保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○障がい福祉サービス受給者証 | ○住居表示変更通知書 ○手帳又は受給者証 ○印鑑 ○個人番号カード（お持ちの方） ○代理人が申請する場合は代理人の身分証明書 | 障がい者支援課 TEL: (0242) 39-1241 | 実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。 | ○本人 ○本人から委任された方 |
| ○療育手帳 | ○住居表示変更通知書 ○手帳 | | | |
| ○重度心身障がい者医療費助成受給者証 | ○住居表示変更通知書 ○受給者証 ○印鑑 | | | |
| ○入札参加資格登録 | ●法人の場合 ①本店所在地が変わる場合 ・変更届 ・登記事項証明書の写し（申請日より3ヶ月以内のもの） ②委託先の所在地が変わる場合 ・変更届 ・委任状 ●個人の場合 ・変更届 | 契約検査課 Tel (0242) 39-1212 | 実施日以降、すみやかに手続きをお願いいたします。 | ○本人 ○代理人 |

【会津図書館】

| 事 項 (こういうことは) | 必要書類等 (何をもって) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|--|--|--------------------------------|--------------------------|----------------|
| (会津図書館) ライブラリーカード ※住民基本台帳カードをライブラリーカードとして使用されている方も含む | ○住居表示変更通知書 または、住居表示変更証明書 ○本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、学生証等） ※ただし、小学生以下の方は本人確認書類は不要 | 会津図書館 Tel (0242) 22-4711 | 実施日以降、すみやかに手続きをお願いいたします。 | ○本人 |

【年金】

| 事 項 (こういうことは) | 必要書類等 (何をもって) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|---------------------|------------------------------------|--------------|-------------------|----------------|
| ○共済年金・恩給・基金等を受給及び加入 | お手数ですが、各共済組合・恩給局・基金等へ直接お問い合わせください。 | | | |

【電気】

電気の供給を契約している電力会社（小売電気事業者）へ連絡してください。

<東北電力（株）と契約している場合>

①ご契約内容が確認できる「電気ご使用量のお知らせ」や「領収証」等をご準備ください。

②東北電力（株）お客さまセンター<フリーダイヤル 0120-175-466>へ電話をかけて、『住居表示の実施により、住所が変更になった。』と伝えてください。

③続いて、お客さま番号、ご契約名義、旧住所（アパート等は部屋番号まで）をお申し出された後、『新しい住所』を伝えてください。

◆電話の受付時間：月～金曜（祝日除く）午前9時～午後5時

（朝9時台および休日明けの午前中は、大変混み合いつながりにくくなっております。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。）

<東北電力（株）以外の電力会社と契約している場合>

契約している電力会社のご担当窓口へ連絡してください。

【自動車運転免許証】

| 事 項 (こういうことは) | 必要書類等 (何を持って) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|--|--|--|------------------------|----------------|
| ○自動車運転免許証 | ○自動車運転免許証 ○住居表示変更通知書 ○本籍更正通知書 (住居表示実施区域内に本籍を置かれている方は、本籍の変更手続きが必要です) | 会津若松 警察署 TEL22-5454 ※下記機関でも申請できます | 実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。 | ○本人 ○同居の家族 |
| ≪その他申請できる機関≫ ※受付時間：平日（祝日を除く） 8：30～17：00 ○福島運転免許センター 所在地 福島市町庭坂字大原1番地の1 電 話 (024) 591-4372 ○郡山運転免許センター 所在地 郡山市大槻町字美女池上14番地の6 電 話 (024) 961-2100 ○福島県内の各警察署 | | | | |

※同居のご家族の一人が、ご家族全員分の自動車運転免許証と必要書類をお持ちになっていただくと、まとめて手続きをすることができます。

※「車庫証明」については、住所変更手続きは不要です。

【自動車・軽自動車・二輪車の車検証・軽二輪の届出済証】

| 事 項 (こういうことは) | 必要書類等 (何を持って) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|--|---|---|----------------------------------|---|
| ○普通自動車 ○二輪小型自動車 (250cc超～) ○軽二輪自動車 (125cc超～250cc以下) | ○住居表示変更通知書 または住居表示変更 証明書 ○自動車検査証 (または軽自動車届出 済証) ○使用者及び所有者の 印鑑 ○手続きを委任される 場合、使用者及び所 有者の委任状 | 福島運輸支局本庁舎 福島市吉倉字吉田 54 番地 TEL (050) 5540-2015 | 実施日以降、 お早めに手続 きをお願いします。 | ○所有者 又は使用者 ○代理人 (押印のある 委任状が必 要です。) |
| ○軽自動車 ○軽トレーラー | ○住居表示変更通知書 または住居表示変更 証明書 ○自動車検査証 | 軽自動車検査協会 福島事務所 福島市吉倉字谷地 18 番 1 TEL (050) 3816-1837 | 特に手続きさ れなくても、 問題ありませ ん。 | ○所有者 又は使用者 ○代理人 (委任状は 不要です) |

※「住居表示実施に伴う変更後の住所」への変更を希望される場合は、新住所の自動車検査証を無料で
 交付いたしますので、住居表示変更証明書など必要書類等をお持ちになりお申し出ください。

※お手数ですが、詳細につきましては申請先へご確認のうえ、お手続きください。

◎ 上記以外に下記の代行機関をご利用できますが、代行手数料が必要になります。

会津若松自家用自動車組合 所在地 会津若松市館馬町 12 番 18 号
 電 話 (0242) 27-0210

【パスポート】

| 事 項 (こういうことは) | 必要書類等 (何を持って) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) |
|------------------|--|--------------|-------------------|----------------|
| ○パスポート | パスポートの最終ページ【所持人記載欄】の現住所を二重線で消し、余白 に、新住所をご自分で記入してください。 ※不明な点がある場合は、パスポートコーナー会津若松窓口 (TEL 29-5220) へ、お問い合わせください。 | | | |

【その他】

- ① 勤務先、金融機関、保険会社などで住所変更が必要になる場合もありますので、お手数で
 すが、関係先へお問い合わせのうえ、手続きをお願いいたします。
- ② 各種手続きのうえで、業者等に代行を依頼する場合、代行費用についてはご負担願います。

●令和2年11月16日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただくもの

【不動産（土地・建物）】

| 事項 (こういうことは) | 必要書類等 (何を持って) | 申請先 (どこへ) | 手続きの期限 (いつまでに) | 申請できる方 (誰が) ⑨ |
|---------------------------|-------------------|---|---|--|
| ○不動産（土地・建物） 所有者の住所変更登記 | ○住居表示変更証明書 | 福島地方法務局 若松支局 Tel. 27-1501 (登記部門) | 特に期限はありませんが、 <u>売買・贈与・抵当権設定等をする時には、変更が必要になりますので、必要に応じて手続きをお願いします。</u> | ○本人 ○資格者代理人（司法書士） ○法定代理人（成年後見人等） |
| ○抵当権者等の住所変更登記 | ○登記申請書 ○印鑑（認印） | 他、土地・建物の所在を管轄する法務局 | | |

※ 住居表示による住所変更登記申請に伴う登録免許税は、「住居表示変更証明書」を添付すれば免除されます。

⑨ 司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第78条第1項）。

一不動産所有者の住所変更登記申請書記載方法一

今回の住居表示実施区域内にお住まいの方で、不動産をお持ちの方は、登記簿に記載されている「所有者の住所」の変更手続きをしてください。下記及び次ページの注意事項及び18、19ページの記入例を参照のうえ、登記申請書の用紙に必要事項を記入して申請してください。

※なお、変更手続きは、令和2年11月16日以降にお願いします。

◇申請書記載にあたってのお願い

- (1)登記申請書の用紙はすべての世帯に配布させていただきます。不足する場合はコピー(A4)してご利用ください。
- (2)不動産の表示の記載は、法務局の登記記録と合致しなければなりませんので、登記事項証明書・登記事項要約書等で確認してください。所在は、住居表示実施後の所在となります。（登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですのでご注意ください）
- (3)パソコン（ワープロ）等で作成していただいても結構です。
紙質は長期間保存できる、A4判の上質紙などを使用してください。
- (4)手書きの場合、文字は黒ボールペン等ではっきり記入してください。鉛筆は使用できません。
- (5)申請書は添付書類と共に左とじにして提出してください。
- (6)申請書の様式については、法務局ホームページにも掲載してありますので利用してください。
Yahoo や Google の検索エンジンから法務局を検索し、法務局→不動産登記申請手続→(申請書様式一覧)→11) 登記名義人住所・氏名変更登記申請書（住居表示実施の場合）の順に進んでください。

◇書式の説明

所有者の登記上の住所を、住居表示の実施後の住所に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所についての変更の登記といいます）をする必要があります。

- (1)原因の日付は、住居表示変更証明書に記載されている住居表示の変更期日を記載してください。（登記上の住所が住居表示変更証明書の「実施前」と一致している場合に限りです。それ以外のときは、下記の◇その他(3)を参照してください。）
- (2)所有者の現在の住所及び氏名を記載し、末尾に押印（認印）します。
- (3)所有者が複数の場合は変更後の事項欄に、共有者〇〇〇〇の住所と、続けて住居表示実施後の住所を記載してください。
- (4)申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡をするために、日中連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。
- (5)住居表示変更証明書の添付があれば、登録免許税は無料です。

不動産の表示は登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

◇手続きに必要なもの

- (1)登記申請書 …次ページの「記載例」を参考にしてください。
- (2)住居表示変更証明書
- (3)印鑑（認印） …念のため、登記申請書に押印したものと同一印鑑を持参してください。

◇その他

- (1)代理人による申請手続きには代理権限証書（委任状、後見登記事項証明書等）が必要です。
- (2)根抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続きが必要です。
- (3)現住所（住居表示実施前の直近の住所）と登記簿に記載されている住所が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの（住民票など）が必要です。また、申請書の記載も記入例とは異なりますので、不明な点はお問い合わせ願います。
- (4)郵送による申請もできます。申請書を郵送する場合は、以下のものを同封し、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
 - ① 登記申請書、② 住居表示変更証明書、③ 返信用封筒（定形封筒に404円切手を貼付の上、封筒の表面には、郵便番号・住所・氏名を記入してください）※登記が完了すると、簡易書留にて登記完了証を返送します。

◇お問い合わせ先（相談は予約制です。）

〒965-0873 会津若松市追手町6番11号 会津若松合同庁舎内
福島地方法務局若松支局 TEL27-1501(登記直通)

**申請書
記入例**



5cm以上
余白を空けてく
ださい

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
 原因 令和2年10月19日住居表示実施
 変更後の事項 住所 **会津若松市飯寺北〇丁目〇番〇号** ←単有の場合の書き方
 (共有者〇の住所 **会津若松市飯寺北〇丁目〇番〇号** ←共有の場合の書き方)

申 請 人 (住所) **会津若松市飯寺北〇丁目〇番〇号** ← **略さないで正確に記入**

(氏名) **若松 太郎** ⑨ ← **認印**

連絡先の電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇** ← **日中の連絡先**
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

登記完了証は、申請人 の住所地に郵送願います。
申請代理人 **提出日**

令和**〇〇**年**〇〇**月**〇〇**日申請 ← **福島地方法務局 若松支局 御中**

添 付 情 報 登記原因証明情報 代理権限証書 (代理申請の場合)
 登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

不動産番号

所 在 **会津若松市飯寺北〇丁目**
 地 番 **〇〇〇番〇**
 地 目 **宅地**
 地 積 **〇〇〇. 〇〇m²**

- 登記事項のとおり正確に記入。
- 登記事項証明書、登記事項要約書で確認。
- 所在には**住居表示変更後**の所在を記入。

不動産番号

所 在 **会津若松市飯寺北〇丁目〇〇番地の〇**
 家屋番号 **〇〇〇番〇**
 種 類 **居宅**
 構 造 **木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建**
 床面積 **1階 〇〇. 〇〇m²**
2階 〇〇. 〇〇m²

**※赤文字は申請者が
記入してください。**

※不動産は土地地番で管理します。町名のみが変わります。
 例) 門田町大字飯寺字村〇12番3 ⇒ 飯寺北〇丁目12番3

委任状の記入例

委任状

代理人の住所・氏名

私は、住所 **会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号**

氏名 **法務 次郎**

を代理人と定めて、

下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年10月19日住居表示実施

変更後の事項 住所 **会津若松市飯寺北〇丁目〇番〇号**

不動産の表示

1. **会津若松市飯寺北〇丁目〇〇〇番〇の土地**
2. **会津若松市飯寺北〇丁目〇〇〇番地の〇 家屋番号〇〇〇番〇の建物**
- 3.
- 4.
- 5.

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の住所・氏名

住所 **会津若松市飯寺北〇丁目〇番〇号**

氏名 **若松 太郎** ⑩

認印

⑩ 司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第78条第1項）。

9. 町名表示板・住居番号表示板、街区表示板の取付け

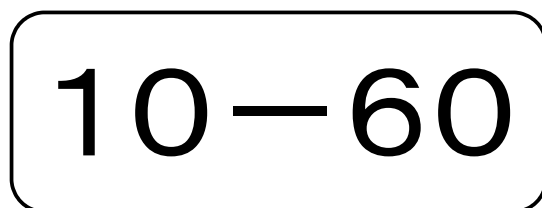
町名表示板、住居番号表示板については、家や事務所などの出入口や門柱等の道路から見やすいところに取り付けます。

【町名表示板】（6 cm × 6 cm）



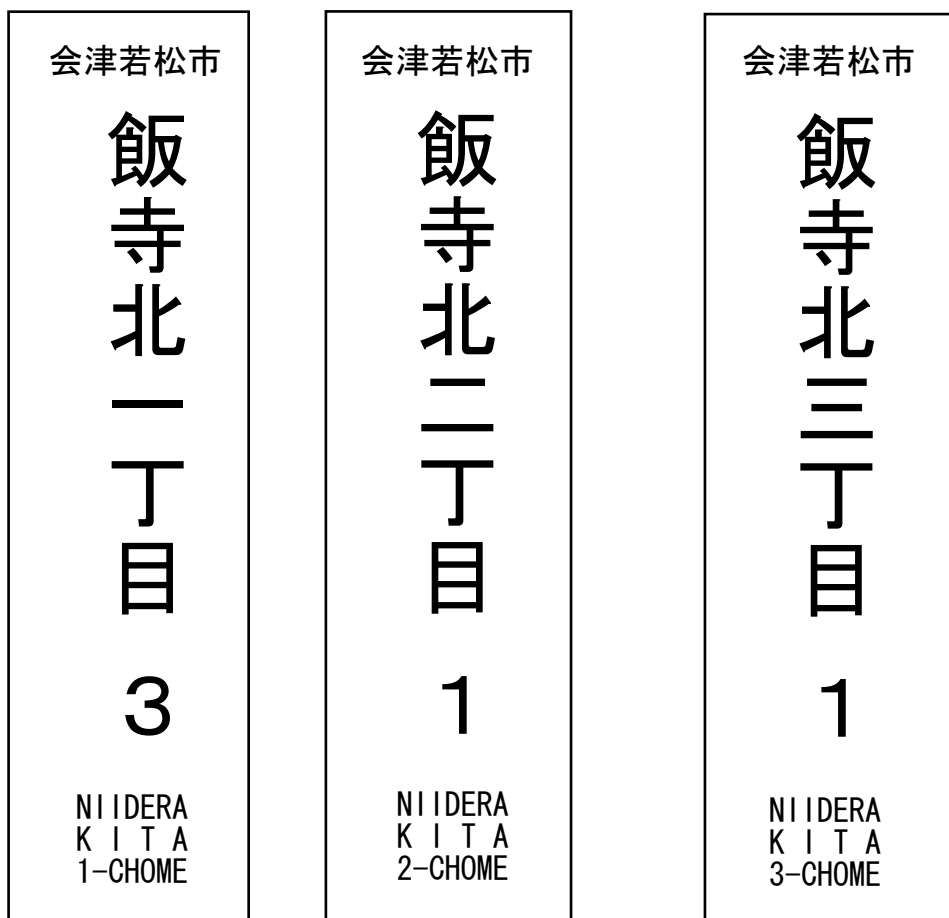
【住居番号表示板】

（縦6 cm × 横12cm）



【街区表示板】（縦 66cm × 横 12cm）

各街区の四隅付近に、町名と街区符号を表す街区表示板を取付け、分かりやすくします。



10. 新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります

令和2年10月19日以降に新築・改築される場合、竣工の一ヶ月前を目途に住居番号付番届を市民課へ届け出てください。（同じ場所に建て替える場合でも、改めて届出が必要です。）

これは、住所の表示に用いる住居番号を決めるもので、水道・ガス・電気工事等の申込み、転居・転入の手続きにも必要になります。

○「住居番号付番届」に必要な書類

- ① 住居番号付番届の申請用紙 …市ホームページの他、市民課「②番窓口」にあります。
- ② 新・改築建物の案内図 …付近の見取り図、住宅地図など
- ③ " 配置図 …敷地と建物の配置、建物の出入口の位置を示す平面図
- ④ " 公 図 …法務局より取り寄せた土地の図面

※②～④の図面については、建築確認申請の添付図面のコピーで支障ありませんが、必ず原寸でコピーしてください。

※インターネットで公図をダウンロードする場合、必ずA3用紙縦に印刷してください。

※ハウスメーカー等の代理申請もできます（委任状は不要です）。

○住居番号が決まりますと、通知書と町名表示板・住居番号表示板を交付いたします。

届出から住居番号が決まるまで1週間ほどかかりますので、お早めに届け出てください。

11. よくあるお問い合わせ 【住居表示実施時】

(1) **所有不動産の、所有者住所変更手続き**

Q1：不動産登記の所有者住所を変更する手続きは、無料でできますか。

A1：住居表示変更証明書を添付し、変更手続きをすることで登録免許税は免除されます。よって、所有者本人が手続きする場合は無料となります。

なお、住居表示実施に伴い、不動産の所有者本人が、登記された所有者住所を変更する手続きは比較的簡単ですが、所有者が先代のままの相続財産や根抵当権の設定など、司法書士に依頼すべき複雑なケースもあります。この場合の、司法書士への代行手数料は自己負担となります。法務局にご相談（電話予約要）いただき、ご自身で手続き可能か否かを判断してください。

Q2：変更手続きに必要な住居表示変更証明書は、所有する建物や土地の件数分必要ですか。

A2：変更登記申請書には、複数の不動産を記載することが可能です。1回の変更申請で全ての所有不動産を記載すれば、添付する住居表示変更証明書は1枚で足りません（登録免許税免除）。

Q3：夫婦共有名義で登記された不動産は、夫（妻）のみで所有者住所変更の手続きができますか。

A3：共有者全員に出向いていただくことを基本としますが、共有者が同一世帯の場合には、委任状があれば手続き可能です。法務局に事前相談のうえ手続きを進めてください。

Q 4 : 所有者住所の変更手続きは、いつから受付してもらえますか。

A 4 : 住居表示実施日（今回は令和2年10月19日）から、法務局において登記簿・公図の更正作業に着手します。このため、所有者住所の変更手続きは約1ヵ月後（今回は令和2年11月16日）以降に受付開始となります。なお、申請が受理されてから、交付可能となるまでは10日程度要します。

Q 5 : 住居表示実施区域内の不動産所有者が、実施区域外に住んでいる場合も手続きが必要ですか。

A 5 : 所有者住所に変更が生じないため、手続きは不要です（実施区域内の不動産は、法務局において登記簿表題部の町名変更を行います）。

ただし、実施区域内に居住されている所有者は、今回住所が変更になりますので、実施区域外に所有する不動産がある場合は、実施区域内不動産同様に所有者住所の変更を行ってください。

Q 6 : 住居表示に伴う各種変更手続きを市の権限で行うことはできないのでしょうか。また、司法書士等に依頼する場合の代行手数料を市で負担してもらえないのでしょうか。

A 6 : 不動産の所有権に係る変更となるため、所有者本人に手続きをお願いしております（市が代行して手続きすることはできません）。

また、ご自身で手続きされる場合は無料となることから、代行手数料について市が負担することもできませんので、お手数料をおかけしますがご理解とご協力をよろしく願います。（次の自動車検査証の手続きについても同様になります）

(2) **自動車検査証(車検証)の、所有者住所変更手続き**

Q 7 : 車検証の所有者住所を変更する手続きは、無料でできますか。

A 7 : 住居表示変更通知書または住居表示変更証明書を添付し、所有者または使用者本人が変更手続きをすれば無料です。

なお、自家用自動車組合等に手続きを依頼した場合の、代行手数料は自己負担になります。

（令和2年8月現在：自家用自動車組合の手数料は、軽自動車4,000円程度・普通自動車5,000円程度）

Q 8 : 車検証の所有者住所は急いで変更しないと、自動車利用に支障が生じませんか。

A 8 : 日常生活で自動車を利用する際に支障が生じる訳ではありません。

自動車の売却や廃車などによる名義変更等の手続きの際に、住所の表記が異なると手続きを進められないことがありますので、それまでにお手続きください。

(3) **自動車運転免許証の住所変更手続き**

Q 9 : 運転免許証の住所変更手続きの際、住居表示実施区域内に本籍を有する場合は、本籍更正通知書の持参が必要とあります。本籍更生通知書は戸籍筆頭者宛に1枚送付されるようですが、住所変更手続きを行う人数分必要となりませんか。

A 9 : 住居表示変更通知書（もしくは住居表示変更証明書）と本籍更正通知書を持参のうえ、お手続きいただくこととなりますが、いずれも提示後に返却されます。

また、同一世帯の家族分はまとめて住所変更の手続きをすることが可能です。

(4) **マイナンバーカード・通知カードの、住所変更手続き**

Q 10：マイナンバー通知カード（紙）は、記載内容に変更が生じた場合は使えなくなるでしょうか。

A 10：住所や氏名など記載内容に変更が生じた場合は、マイナンバーの証明書類として利用できなくなりました。

マイナンバー通知カードについては、従来は記載内容を変更することができましたが、法改正により、令和2年5月25日より記載内容の変更手続きが廃止されました（※記載内容が正しいものについては、マイナンバーの証明書類として継続利用可能です）。

この機会に、マイナンバーカード（写真付き）の取得をご検討願います。

Q 11：マイナンバーカードの住所変更は、インターネットで手続きすることができますか。

A 11：専用の端末において暗証番号を入力してカード内のデータを書き換える必要がありますので、市民課までお越しいただく必要があります。

(5) **住所と土地番号**

Q 12：住居表示実施後は、住所と土地番号（地番）の関係性はなくなるのでしょうか。

A 12：住居表示実施前の住所は、居住する建物がある土地の名称と地番を使用して表していましたが、住居表示実施後の住所は、町名と街区符号（番）と住居番号（号）で表すこととなりますので、住所と地番の関係性はなくなります。

(6) **その他**

Q 13：郵便物について、住居表示実施後2年間は旧住所でも配達可能とありますが、それ以降は配達いただけないのでしょうか。

A 13：それ以降も、極力配達できるよう努力していただけるようですが、新住所に変更された後もずっと配達していただける確約はありません。実施から2年経過しても旧住所で郵送されてくるものについては、送付元に対して住所変更のお知らせ（手続き）をしてください。

Q 14：税務署などの他の官公庁でも自動的に住所変更されないのでしょうか。

A 14：税務署ほか関係機関に対して、住居表示実施に伴う新旧対照表等の資料一式を送付します。税務署に関しては、個人・事業所ともに、今回の住居表示に関しては住所変更手続きは必要ないことを確認しておりますが、個別具体的な案件があれば、直接確認願います。

Q 15：住居表示変更証明書については、同一世帯の家族の分は委任状なしで発行可能でしょうか。

A 15：同一世帯の家族分については、委任状なしで発行します。ただし、同一住所でも世帯分離している方や、第三者に依頼する場合は、必ず委任状が必要となりますのでご注意ください。



若松つつん



【住居表示に関するお問い合わせ先】

会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所 市民課 総務グループ

電話 0242-39-1229(直通)